

香芝市告示第51号

香芝市広報紙及び動画広告掲載取扱要綱を次のように定める。

令和7年3月25日

香芝市長 三橋和史

香芝市広報紙及び動画広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市広告掲載要綱（令和7年告示第50号）に基づき、香芝市（以下「市」という。）が発行する広報紙への広告掲載及び庁舎等に映像機器（以下「モニター」という。）を設置し、広告映像等を放映する動画広告（以下「動画広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広報紙に掲載する広告又は動画広告（以下「広告等」という。）を掲載できる者及び広告等の内容等は、香芝市広告掲載要綱及びこの要綱（以下「要綱等」という。）に定めるところによる。

(広報紙に掲載する広告に係る仕様)

第3条 広報紙に掲載する広告に係る仕様については、次の各号に定めるもののほか、契約手続の際の仕様書において定めるものとする。

- (1) 各広告枠内側の四隅のいずれか1か所に必ず「[広告]」と表示すること。
- (2) 広告に対する責任の所在を明確にするため、広告に広告主の名称、所在地及び問合せ先の電話番号を掲載すること。
- (3) 広告内容に申込み等の期日の定めがある場合は、当該日と広報紙発行日との間に仕様書において定める期間を空けること。
- (4) 色遣いについては、目立つ色による塗り潰し範囲が多いなど、他の広告と比較して著しく均衡を欠かないこと。
- (5) 同一広告主の広告を連続して掲載できる期間は、原則として4月とする。

(モニターの設置場所等)

第4条 庁舎等に設置するモニターの設置場所及び位置は、庁舎等の用途又は目的を妨げない限度において、市長が定める。

(動画広告の放映時間等)

第5条 動画広告の放映時間は、庁舎等の開庁日の市長が指定する時間帯とする。

- 2 市長は、前項の時間内であっても、合理的な理由により必要であると判断したときは、音量又は放映の一時停止等の制限を行うことができるものとする。

(広告等の掲載申込み等)

第6条 広告等を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、市が広告等の取扱業務を委託した事業者（以下「広告取扱業者」という。）に申し出なければならない。

2 前項の規定により申出を受けた広告取扱業者は、要綱等の規定に基づき、広告等の掲載の可否を決定し、適当と認めるときは、掲載する広告等の原稿案又は映像案を市長が定める期日までに提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出を受けた広告等の原稿案又は映像案について、要綱等の規定に基づき審査を行い、要綱等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、広告取扱業者に広告等の内容の修正等又は広告等を掲載しないよう求めることができる。

4 広告取扱業者は、前項の規定による修正等の求めがあったときは、速やかに対応しなければならない。

5 広告取扱業者は、市長が指定する期間内に限り、掲載を予定している広告等を市長の承認を得て変更することができる。

(広告等の原稿等の作成及び提出)

第7条 広告取扱業者は、前条第2項の規定により承認を受けたときは、広告等を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 前条第2項に規定する広告等の原稿案又は映像案及び前項に規定する広告等を作成する費用は、広告取扱業者の負担とする。

(広告等の掲載料)

第8条 広告主が広告取扱業者に支払う広告等の掲載料は、双方の契約において、取り決めるものとする。

(広告等の掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告等の掲載を取り消すことができる。

(1) 第6条第4項に規定する修正等の求めに応じないとき又は第7条第1項に規定する市長が指定する期日までに提出がないとき。

(2) その他広告等を掲載することが適当でないとする事由が生じたとき。

2 前項の規定により掲載を取り消した場合において、市は、広告取扱業者が市に納入すべき広告料の減額を行わず、広告主及び広告取扱業者に対して賠償の責任を負わない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告等の内容及び掲載に関する全ての事項について、一

切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載された広告等に対し、第三者から苦情又は損害賠償の請求等があったときは、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。